

自動車事故対策費補助金交付要綱実施要領

(自動車事故被害者支援体制等整備事業 (自動車事故被害者
受入環境整備事業))

(通則)

第1条 自動車事故被害者支援体制等整備事業（自動車事故被害者受入環境整備事業）に係る補助金（以下「本補助金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、自動車事故対策費補助金交付要綱に規定するもののほか、この実施要領の定めるところによる。

(本補助金の交付対象)

第2条 本補助金は、次の表の左欄に定める施設の種類ごとに、中欄に定める設置根拠等及び右欄に定める補助要件を満たす事業所（以下「障害者支援施設等」という。）を交付対象とする。ただし、過去3か年度以内に自動車事故被害者支援体制等整備事業において、補助金の返還を求められたことのある者等（団体を含む。）については本補助金への申請を原則制限するものとする。

施設の種類	設置根拠等)	交付要件
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する「障害者支援施設」	一 補助を受けようとする国の会計年度に、自動車事故により重度の後遺障害を負った在宅重度後遺障害者（独立行政法人自動車事故対策機構の行う介護料の支給に係る受給資格を有する者又は自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第一第二級以上に該当する者をいう。以下同じ。）を受け入れている、又は受け入れる具体的な見込

		みがあること。 二 事業を効率的かつ 確実に実施することが できる障害者支援施設 等であること。
共同生活援助	障害者総合支援法第5条 第17項に規定する「共 同生活援助」を行う事 業者	

2 在宅重度後遺障害者の受け入れに関する従業員の雇用に関する経費（以下「人材雇用費」という。）又は当該従業員の賃金の改善に関する経費（以下「賃金改善費」という。）の申請をしようとする場合にあっては、第一号及び第二号に掲げる要件を満たす障害者支援施設等であること。

一 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる法令に定める従業員の員数（以下「人員配置基準」という。）を超えた員数の右欄に掲げる区分の従業員を置いて事業を行っていること。

共同生活援助	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービスの事業等基準省令」という。）	世話人 生活支援員
--------	---	--------------

障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設等基準省令」という。）	看護職員 理学療法士又は作業療法士 生活支援員
---------	---	-------------------------------

二 次に掲げるいずれかの要件を満たす障害者支援施設等であること。

イ 看護師を置いていること。

ロ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定による登録を受けていること若しくは補助対象となる国の会計年度中に当該登録を受ける具体的な見込みのある者であること。

（補助対象経費及び補助率）

第3条 障害者支援施設等の開設（増設又は既存施設の増床を含む。以下同じ。）

に要する補助対象経費（以下「新設等支援費」という。）及び補助率は、次の表のとおりとする。

費目	補助対象経費	補助率
人材雇用費	在宅重度後遺障害者の受け入れるための従業員を雇用するための経費であって、開設1ヶ月前から開設2ヶ月後の間に要する経費	1/2（入居予定者のうち在宅重度後遺障害者が50パーセントを超える場合は定額）

新規施設支援費	開設前に在宅重度後遺障害者を受け入れるために必要となる介護器具・用具等の導入に要する経費（原則として、単一取得価格（複数の介護器具・用具等が一体的に使用される場合にあつては、その合計取得価格）が10万円以上であり、かつ、資産として認められるものとし、設置工事費用及び搬入費用を除く。）
求人情報発信費	<p>開設前に新たな従業員を雇用するための求人情報の発信に要する経費であつて次に掲げる要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 大手就職情報サイト（主に学生を対象とした就職情報の提供及び企業の人材確保等を目的として開設されたサイトで、前年の登録者数がおおむね25万人以上のものをいう。）への掲載に係る経費であること。 二 その他求人情報の発信に要する次に掲げる経費であること。（前号に係る経費を同時に申請する場合に限る。） <ul style="list-style-type: none"> イ インターネットを活用した情報発信 ロ パンフレット等の作成 ハ その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるもの
研修等経費	開設前に在宅重度後遺障害者の受け入れに関する介護の知識・技術等を習得するための研修、講演会等の参加に要する経費

2 障害者支援施設等の開設次年度以降に要する経費（以下「継続経費」という。）及び補助率は、次の表のとおりとする。

費目	補助対象経費	補助率
賃金改善費	厚生労働省において実施する介護職員処遇改善加算並びに介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金（以下「処遇改善加算等」という。）の対象職員における賃金改善の経費（処遇改善加算等の対象職員における当該年度の賃金改善総額（以下「賃金改善額」という。）と処遇改善加算等の総額の差分をいう。以下同じ。）	1 / 2（入居者のうち在宅重度後遺障害者の割合が50パーセントを超える場合は定額）
入所施設支援費	在宅重度後遺障害者の受け入れ及び生活の質の向上に必要となる介護器具・用具等の導入に要する経費（第3項に規定する要件を満たすものに限る。）	
求人情報発信費	<p>新たな従業員を雇用するための求人情報の発信に要する経費であって次に掲げる要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 大手就職情報サイト（主に学生を対象とした就職情報の提供及び企業の人材確保等を目的として開設されたサイトで、前年の登録者数がおおむね25万人以上のものをいう。）への掲載に係る経費であること。 二 その他求人情報の発信に要する次に掲げる経費であること。（前号に係る経費を同時に申請する場合に限る。） <ul style="list-style-type: none"> イ インターネットを活用した情報発信 ロ パンフレット等の作成 ハ その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるもの。 	

研修等経費	在宅重度後遺障害者の受け入れに関する介護の知識・技術等の向上を図るための研修、講演会等の参加に要する経費
-------	--

3 前項のうち、入所施設支援費の対象となる補助対象事業の範囲等は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

一 障害者支援施設等に入所中又は今後入所見込みの在宅重度後遺障害者の生活の質の向上に資するものであること。

二 在宅重度後遺障害者を受け入れるため、新たに必要となる介護器具・用具等であること。

三 本補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）において、既に同類の介護器具・用具等を保有している場合にあっては、以下のいずれかの要件を満たすものであること。

イ 既存の介護器具・用具等の減価償却期間が経過したことに伴い、これらを更新する場合にあっては、在宅重度後遺障害者を受け入れるため、当該介護器具・用具等の質の向上が必要であること。

ロ 既存の介護器具・用具等と同類の介護器具・用具等を増設する場合にあっては、在宅重度後遺障害者を受け入れるため、当該介護器具・用具等の数量の増加が必要であること。

四 原則として、単一取得価格（複数の介護器具・用具等が一体的に使用される場合にあっては、その合計取得価格）が10万円以上であり、かつ、資産として認められるものであること。

五 同類の介護器具・用具等の導入に係る申請にあっては、従前に申請者が本補助金（新規施設支援費及び入所施設支援費に限る。）の交付を受けていないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りではない。

イ 三イ及びロのいずれかの要件を満たす場合

ロ 本補助金の交付を受けて導入した当該介護器具・用具等について、自動車事故対策費補助金交付要綱第19条の規定に基づき定められた財産処分制限期間を経過している場合（当該介護器具・用具等を同類のものに更新する場合に限る。）

六 介護器具・用具等の設置工事費用及び搬入費用が含まれていないこと。

(補助上限額及び交付申請の打ち切り)

第4条 補助上限額については、次のとおりとする。

- 一 新設等支援費にあつては、1 障害者支援施設等につき1,500万円を補助上限額とする。
- 二 継続経費にあつては、1 障害者支援施設等につき、1,000万円を補助上限額とする。(ただし、開設後4年度目以降25%ずつ減じるものとする。)
- 三 前号の場合にあつて、開設後4年度経過以降において、新たに自動車事故被害者が入居した場合にあつては、当該入居のあった年度は1 障害者支援施設等あたり1,000万円とし、前号中「開設後4年度目以降」とあるのは「新たに自動車事故被害者が入居した年度以降」と読み替えるものとする。
- 四 前条及び前3号の規定にかかわらず、本補助金の交付状況等により、補助率若しくは補助上限額の変更又は交付申請の打ち切りを行うことがある。

(補助上限額の特例)

第4条の2 継続経費の申請に係る障害者支援施設等を開設した年度が令和3年度以前である場合における前条の規定の適用については、当該障害者支援施設等が令和3年度に開設されたものとみなす。

(自動車事故対策費補助金交付申請書兼実績報告書)

第5条 自動車事故対策費補助金交付申請書兼実績報告書の記載事項は、次のとおりとする。

- 一 「補助対象事業の内容」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者支援体制等整備事業(自動車事故被害者受入環境整備事業)実施・経費報告書兼収支予算書のとおり」と記入すること。
 - 二 「補助対象経費」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者支援体制等整備事業(自動車事故被害者受入環境整備事業)実施・経費報告書兼収支予算書のとおり」と記入すること。
 - 三 「補助金交付申請額」の欄には、別紙の補助金申請額の合計額(二重線の部分の金額)を記入すること。
- 2 「添付書類(4)その他補助金の交付に関して参考となる書類」として、実施した補助対象事業の費目(新設等支援費にあつては「費目:(1)人材雇用費、

(2) 新規施設支援費、(3) 求人情報発信費、(4) 研修等経費」、継続経費にあつては「費目：(2) 入所施設支援費、(3) 求人情報発信費、(4) 研修等経費」ごとに次の各号に掲げる書類（第4号ロからト及び第5号イに掲げる書類にあつては、消費税（地方消費税を含む。）の取扱いを明らかにしたものに限り。）を添付すること。ただし、第4号トからリまでに掲げる書類は、申請日時点において未払いである場合、支払後速やかに提出することをもって足りることとする。

一 自動車事故被害者支援体制等整備事業（自動車事故被害者受入環境整備事業）
実施・経費報告書兼収支予算書

二 補助対象となる障害者支援施設等における在宅重度後遺障害者の入居状況がわかる書類

三 人材雇用費にあつては、次に掲げる書類

イ 新設等支援費の申請を行う場合にあつては、開設日のわかる書類

ロ 職員名簿（写）

ハ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表その他補助対象となる障害者支援施設等における介護給付費等の算定に係る体制等状況がわかる書類（写）

ニ 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表その他補助対象となる障害者支援施設等における従業員の常勤換算方式による員数及び当該障害者支援施設等における人員配置基準を満たすために必要となる従業員の常勤換算方式による員数を明らかにした書類（写）

ホ 介護給付費等の算定に係る体制に係る届出書（写）（補助対象となる障害者支援施設等において算定しているものに限る。）

ヘ 雇用職員に係る各月の給与明細書及び給与支払額を明らかにした書類（写）

ト 看護師を置いていることを明らかにした書類（写）又は社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の規定による登録を受けていることを証する書類若しくは補助対象となる国の会計年度中に当該登録を受ける具体的な見込みのある者であることを証する書類（写）

四 新規施設支援費にあつては、次に掲げる書類イ 当該介護器具・用具等のカタログ・パンフレット（写）

ロ 当該介護器具・用具等の導入に係る見積書（写）

ハ 売買契約書（写）

ニ 納品書（写）

- ホ 検収調書（写）
- へ 請求書（写）
- ト 領収書（写）
- チ 当該介護器具・用具等の導入に係る経費を預貯金口座等から支出したことを証する通帳（写）又は振込証明書（写）
- リ チに掲げる書類により支出したことが明らかにならない場合にあつては、その理由を記載した書類
- ヌ 当該介護器具・用具等の写真（国土交通省所定のステッカー（又は同等のもの）が貼付されていることが明確にわかるもの。）
- ル 当該介護器具・用具等を導入した理由及び具体的な使用方法を明記した説明書

五 求人情報発信費にあつては、次に掲げる書類

- イ 実施内容に係る見積書（写）
- ロ 契約書又は発注日がわかる書類（写）
- ハ 納品書又は掲載日がわかる書類（写）
- ニ 第4号ホからトに掲げる書類

六 研修等経費にあつては次に掲げる区分に応じて、それぞれ定める書類。ただし、イ（3）、イ（4）、ロ（3）及びロ（4）に掲げる書類は、申請時点において未払いである場合、支払後速やかにこれらの書類を提出することをもって足りることとする。

イ 研修等への参加の場合

- （1）参加する研修等の概要、参加者、旅行行程、参加に要した旅費及び雑費の積算方法等を記載した「研修等への参加報告書」
- （2）研修等への参加者に対する旅費及び雑費の支給に関する事実が証する書類
- （3）研修等への参加等に係る経費を預貯金口座等から支出したことを証する通帳（写）又は振込証明書（写）
- （4）（3）に掲げる書類により支出したことが明らかでない場合にあつては、その理由を記載した書類

ロ 研修等を補助対象事業者において主催する場合

- （1）主催した研修等の概要、講師派遣への謝金並びに講師派遣に要した旅

費及び雑費の積算方法等を記載した「研修等主催報告書」

(2) 講師に対する旅費及び雑費の支給に関する事実を証する書類

(3) 研修等の主催に係る経費を預貯金口座等から支出したことを証する通帳（写）又は振込証明書（写）

(4) (3) に掲げる書類により支出したことが明らかでない場合にあっては、その理由を記載した書類

七 入所施設支援費にあっては、次に掲げる書類

イ 第4号イからヌに掲げる書類

ロ 当該介護器具・用具等を導入した理由（既に同類の介護器具・用具等を補助対象事業者において保有しているため、更新又は増設に当たる場合にあっては、その理由を含む。）及び具体的な使用方法を明記した説明書

ハ 既に同類の介護器具・用具等を補助対象事業者において保有している場合にあっては、当該介護器具・用具等に類する既存の介護器具・用具等に係る固定資産台帳（写）

（自動車事故対策費補助金交付申請書）

第6条 自動車事故対策費補助金交付申請書の記載事項は、次のとおりとする。

一 「補助対象事業の内容」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者支援体制等整備事業（自動車事故被害者受入環境整備事業）計画・経費所要額調書兼収支予算書のとおり」と記入すること。

二 「補助対象経費」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者支援体制等整備事業（自動車事故被害者受入環境整備事業）計画・経費所要額調書兼収支予算書のとおり」と記入すること。

三 「補助金交付申請額」の欄には、別紙の補助金申請額の合計額（二重線の部分の金額）を記入すること。

2 「添付書類（4）その他補助金の交付に関して参考となる書類」として、実施した補助対象事業の費目（新設等支援費にあっては「費目：（1）人材雇用費、（2）新規施設支援費、（3）求人情報発信費、（4）研修等経費」、継続経費にあっては「費目：（1）賃金改善費、（2）入所施設支援費、（3）求人情報発信費、（4）研修等経費」）ごとに次の各号に掲げる書類を添付すること。ただし、第2号に掲げる書類は、本補助金に係る交付申請を国の会計年度の同一年度内に初めて行う場合に限る。

- 一 自動車事故被害者支援体制等整備事業(自動車事故被害者受入環境整備事業)計画・経費所要額調書兼収支予算書
- 二 第5条第2項第2号に掲げる書類
- 三 人材雇用費にあつては、第5条第2項第3号ロからトに掲げる書類
- 四 新規施設支援費にあつては、第5条第2項第4号イ、ロ及びルに掲げる書類
- 五 求人情報発信費にあつては、第5条第2項第5号イに掲げる書類

- 六 研修等経費にあつては次に掲げる区分に応じて、それぞれ定める書類。
 - イ 研修等への参加の場合 参加する研修等の概要、参加者、旅行行程、参加に要する旅費及び雑費の積算方法等を記載した「研修等への参加計画書」
 - ロ 研修等を補助対象事業者において主催する場合 主催した研修等の概要、講師派遣への謝金並びに講師派遣に要する旅費及び雑費の積算方法等を記載した「研修等主催計画書」
- 七 賃金改善費にあつては、次に掲げる書類
 - イ 加算届出書(写)
 - ロ 処遇改善加算等に係る計画書(写)
 - ハ 処遇改善加算等に係る請求書(写)
 - ニ 介護職員処遇改善加算総額のお知らせ(写)
 - ホ 対象職員に係る各月の給与明細書及び給与支払額を明らかにした書類(写)
 - ヘ 処遇改善加算等の受給額がわかる書類(写)
- 八 入所施設支援費にあつては、第5条第2項第4号イ、ロ及び同項第7号ロ、ハに掲げる書類

(補助対象事業実績報告書)

第7条 補助対象事業実績報告書の記載事項は、次のとおりとする。

- 一 「補助対象経費」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者支援体制等整備事業(自動車事故被害者受入環境整備事業)実施・経費報告書のとおり」と記入すること。
- 二 「補助金充当予定額」の欄には、別紙の補助金予定額の合計額(二重線の部分の金額)を記載すること。
- 三 「完了した補助対象事業の概要」の欄には、「別紙 年度自動車事故被害者支援体制等整備事業(自動車事故被害者受入環境整備事業)実施・経

費報告書のとおり」と記入すること。

2 「その他参考となる事項」として、実施した補助対象事業の費目（新設等支援費にあつては「費目：（１）人材雇用費、（２）新規施設支援費、（３）求人情報発信費、（４）研修等経費」、継続経費にあつては「費目：（１）賃金改善費、（２）入所施設支援費、（３）求人情報発信費、（４）研修等経費」）ごとに次の各号に掲げる書類を添付すること。ただし、第６条第２項の規定により自動車事故対策費補助金交付申請書に添付した書類にあつては、当該書類について変更があつた場合に限る。

一 自動車事故被害者支援体制等整備事業（自動車事故被害者受入環境整備事業）
実施・経費報告書

二 人材雇用費にあつては、第６条第２項第３号に掲げる書類のうち、同号の規定に基づき自動車事故対策費補助金交付申請書に添付した書類から変更があつたもの及び未提出であつたもの

三 新規施設支援費にあつては、第５条第２項第４号ハからヌまでに掲げる書類

四 求人情報発信費にあつては、第５条第２項第５号ロからニまでに掲げる書類

五 研修等経費にあつては、次に掲げる区分に応じて、それぞれ定める書類。

イ 研修等への参加の場合 第５条第２項第６号イに掲げる書類

ロ 研修等を補助対象事業者において主催する場合 第５条第２項第６号ロに掲げる書類

六 賃金改善費にあつては、第６条第２項第７号に掲げる書類のうち、同号の規定に基づき自動車事故対策費補助金交付申請書に添付した書類から変更があつたもの及び未提出であつたもの

七 入所施設支援費にあつては、次に掲げる書類

イ 第６条第２項第８号に掲げる書類のうち、同号の規定に基づき自動車事故対策費補助金交付申請書に添付した書類から変更があつたもの及び未提出であつたもの

ロ 第５条第２項第４号ハからルまでに掲げる書類

（研修等経費に係る積算方法）

第８条 第５条第２項第６号イ（１）及びロ（１）、第６条第２項第６号イ及びロ並びに第７条第２項第５号の規定により提出する「研修への参加報告書」、「研修等主催報告書」、「研修への参加計画書」及び「研修等主催計画書」に記載す

る謝金、旅費及び雑費の積算方法については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）等の規定に準じて謝金、旅費及び雑費の積算を行うものとする。

（支給の制限）

第9条 国、地方公共団体、公益法人等から当該事業と同様の補助金を受けている場合については、本補助金の補助対象外とする。